

奄自協第5号
令和2年5月1日

奄美地区地域自立支援協議会
事業所各位

奄美地区地域自立支援協議会
会長 寿山 一昭
(公印省略)

令和2年5月7日以降の障害福祉サービス等の提供について

平素より、障害福祉行政の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、政府は4月16日から5月6日まで全都道府県に対して緊急事態宣言を発出しましたが、首相発言によると、現段階では期限の延長も予想されております。

奄美大島本島においては、4月17日奄美市内で男女2人の新型コロナウイルス感染者が確認されましたが、濃厚接触者である方々もすべて陰性であるとの報告、4月18日奄美5市町村長による緊急共同メッセージによる効果からか、その後2週間を経過しましたが、幸いにも奄美大島本島内での感染者は報告されていない状況であります。

貴事業所が提供する障害福祉各種サービスにつきましては、利用者の方々やそのご家族にとっては、日常生活を継続する上で欠かせない重要なものであること、また奄美大島本島内での感染者がその後確認されていないことをふまえると、適切な時期に通常業務へ移行することが重要であると考えられます。

未だ終息の兆しが見えない混沌とした状況ではありますが、行政としても奄美大島本島内5市町村で運営する奄美地区地域自立支援協議会内で協議を実施し、適切な移行時期を議論し検討してきたところです。

つきましては、厚生労働省事務連絡に基づく感染症予防に留意したうえ、令和2年5月7日以降につきましては、通常営業への移行をご検討いただき、やむを得ず、設置者判断により代替サービスを含めた休業措置を行う際は、市町村と令和2年5月7日以降に協議を行うようお願い申し上げます。

今後、奄美大島本島内で新型コロナウイルス感染者が報告された際は、協議会事務局として速やかに協議を行い、代替サービスを含む休業措置を再度検討いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。